

平成22年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月10日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第10号 諸般の報告について	5
議案第43号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））	5
議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について	7
議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について	9
議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	12
議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	12

議案第 5 4 号	平成 2 1 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2
議案第 5 5 号	平成 2 1 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2
決算審査特別委員の選任		1 9
議案第 5 6 号	平成 2 2 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 4 号）について	2 0
議案第 5 7 号	平成 2 2 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 0
議案第 5 8 号	平成 2 2 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
議案第 5 9 号	平成 2 2 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
議案第 6 0 号	平成 2 2 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
議案第 6 1 号	平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
予算審査特別委員の選任		2 7
決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選		2 7
散 会		2 8

第 2 日 9 月 1 5 日（水曜日）

議事日程		2 9
本日の会議に付した事件		2 9
出席議員		3 0
欠席議員		3 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名		3 0
職務のため議場に出席した者の職氏名		3 0
開 議		3 1
一般質問		3 1
小 林 泰 三 議員		3 1
宮 下 孝 幸 議員		3 3
田 中 元 議員		3 9
三 輪 正 議員		4 4
散 会		4 7

第3日 9月17日（金曜日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	50
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため議場に参加した者の職氏名	51
開 議	52
議事日程の報告	52
議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について	52
議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について	52
陳情第9号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充 など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について	52
陳情第10号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に 関する陳情について	52
陳情第11号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書採択を要望す る陳情書について	52
議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	54
議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	55
議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	55
議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	55
議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	55
議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	55
議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認 定について	55
議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	55
議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	55
議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	55
議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について	57

議案第 57 号	平成 22 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	57
議案第 58 号	平成 22 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	57
議案第 59 号	平成 22 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	57
議案第 60 号	平成 22 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	57
議案第 61 号	平成 22 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について	57
議案第 62 号	平成 22 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 5 号）について	59
発議第 3 号	私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書について	60
発議第 4 号	「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書について	61
発議第 5 号	外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書について	62
議員派遣の件		63
委員会の閉会中継続調査の件		63
閉 会		63
署 名		65

平成22年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 8日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月10日	金	本会議第1日目（招集日） 総務文教常任委員会 社会産業常任委員会
11日	土	休 会
12日	日	休 会
13日	月	決算審査特別委員会 予算審査特別委員会
14日	火	休 会
15日	水	本会議第2日目（一般質問）
16日	木	休 会（議案調査）
17日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 10 日)

平成22年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成22年9月10日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第 8号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第 9号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第10号 諸般の報告について
- 第 6 議案第43号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 7 議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について
- 第 8 議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 9 議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第57号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第58号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第59号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第60号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

第 2 4 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和
代表監査委員	志田忠護

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成22年第6回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、9月6日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、宮下孝幸議員及び6番、山崎信義議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳

情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第10号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第10号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。去る8月30日に開催された8月定例会の会議結果について、中野勝正議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣結果について報告します。初めに、去る7月15日に開催された町村議会議長会臨時総会及び自治懇談会について、中野勝正議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、去る8月31日に開催された町村議会議員研修会について、中野勝正議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第43号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第43号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号、平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳出、6款農林水産業費で八手地区環境改善センターの給水管漏水による修繕料を、7款商工費では既に先月22日にバードハウスデザインコンペを終了しておりますが、その際のバードハウスの製作材料費の補助を行っております。

10款教育費におきましては、小学校の川西駐在所側の斜面の雑木の伐採料と町民テニスコートの補修工事費を、またその歳出予算の財源といたしましては、繰越金を計上し、平成22年7月26日に専決処分をいたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額250万1,000円を追加し、専決後の予算総額を32億8,340万1,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足説明をさせていただきます。

歳出の181ページをご覧くださいと思います。6款農林水産業費でございます。八手地区環境改善センターの事務室付近での漏水というふうなことで、応急対策、また本復旧というふうなことで急遽対応させていただいたというふうなことでございます。

続いて、7款商工費、これは8月22日にバードハウスコンペ最終審査グランプリが決定しております。その関係によります材料費の2分の1助成というふうなことで計上させていただきました。

続きまして182ページ、教育費でございます。これ雑木伐採料は町長の説明のとおりでございます。小学校の夏休み中に伐採のほうは完了してございます。それと、保健体育費の町民テニスコート補修工事、これは7月の全協でお願いしたとおりでございますが、これも既に補修を完了しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、中野議員。

○9番（中野勝正） 若干ちょっとお聞きさせていただくわけですが、この専決処分についてどうのこうのではないのですが、先般私も新潟に議員研修に行ったときに、元知事の片山先生のほうから講演があったわけですが、そのときに法律で今決められている専決処分というものは当然であるけれども、そのできたときはもう昭和20年代の交通が非常に不便なときになっているのだと。それで、今この最近のぐっと中ではもう交通がよくなっているから、あえて専決処分みたいなものをしなくても、日々交通網がいいし、議員ももうすぐ対応できるのではないかなということで、その辺ももう考えたほうがいいのではないかなという提案がありました。

私も日ごろからこの専決処分が出るのは当然だろうと思いますが、議会の議員は常にそういうことに要請があれば何をやめても出席して議論をした中で賛否をとというのが、私はそういうふうに理解しているのですが、その辺でその専決処分自体をどうのこうのではないのですが、このやり方なのですが、その中で今後とも専決処分が行われるだろうと思いますが、私もこういう近いところですから、いつでも招集かけていただければ、全員協議会だとかのときに臨時会を設けた中でこういうものも対応できるのではないかなという疑問を持っているのですが、その辺町長どういふふうに理解されておるでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに専決処分につきましては、緊急を要する案件、議会を開くいとまがないというようなことは自治法で規定されておるわけですが、現実的には今までの慣例といたしまして、大きく議論を重ねながら一つの議決をいただくというような大きな問題につきましては、当然臨時議会なりを招集しながら、議員の皆さんのご意見を承るということでことごとくでございますが、自治法に求められる、自治法になぞえられてございますところの議会を開くいとまがないという事

実よりも、軽微な、また臨時会を開くことによってそれなりの経費もかかるわけでございますし、また専決をいたす段階におきましては、これは事前に皆様方のご了解もとって、緊急を要する、即その予算執行をしなければならないということにつきましては、あらかじめご理解もいただいておりますというところでございます。

ただし、鹿児島県において行われているような何が何でも専決、専決で、議会を全く愚弄し、無視するというようなことは全くあってはならないということでございますが、議会の皆様方の議決を得るその大本はしっかりとわきまえながら、また軽微なものについてはやっぱり専決でもって対応させてもらうということでまた皆様のご理解いただき、ひとつ大原則である大きな案件につきましては、これはやっぱり議会の皆様方の、また公の場における議論もいただくということも必要かと思っておりますので、また心がけてまいりたいと思うわけでございますので、またその辺もよろしくご理解をいただきたいと思っております。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（中川正弘） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

◎議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定
についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

近年全国的な犯罪の増加により、だれもが将来にわたり安心して暮らせる地域社会を実現するためには、町民自らが安全に対する意識を高めながら防犯活動に取り組んでいくことが最も必要となっています。本県におきましても、半分以上の市町村で本趣旨の条例を策定し、地域住民、行政、警察、その他関係機関とともに活動を行っております。

条例の概要といたしましては、町の責務を、また町民、行政区、事業者の役割をそれぞれ定め、町民、事業者などの生活安全に関する活動を行う際には、町が積極的に支援していくという内容となっております。全町挙げての安全意識の高揚と安心な生活の確保のため、本条例をよりどころとして制定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足説明をさせていただきます。

このような条例につきまして、実はこれ上部の法令による義務があるというものではございませんが、実は県内30市町村のうち既に17団体で制定しております。また、実は制定している団体の中でも、ただ理念のみを定めた条例を制定している団体もございますが、政策を盛り込んだような形で、責任を盛り込んだ形の政策重視型のものにそういうところは改正は求められているというふうな状況でございます。

未制定の団体は、本町も含めまして13団体でございましたが、県、また警察当局から設置を強く求められているというふうな状況でございます。それでこのたび条例制定をお願いするものでございますが、町長の提案のとおり、本条例につきましては全町挙げての安全意識高揚、また安全、安心な確保のための本町のよりどころというふうなところで制定させていただきたいというふうなものでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 内容の詳しい説明については、常任委員会付託となっておりますのであれですが、最後の条文のこの解釈だけちょっと、私社産のほうでちょっと委員会で話が聞けませんのでお聞きする。

第16条、最後に「町長が別に定める。」と、必要な事項。これが決まった場合においては、定めたら即執行なのですか、それとも一応議会の承認とか承諾とかと得られるというものがこの中に含まれるのでしょうか。それだけ聞かせてください。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 基本といたしましては、本条例がもとになります。それによりまして、この中で施策を展開していくような場合、また別途規則なりでその手続なりを定めていくと、そういうふうな意味合いでございます。

したがいまして、条例についてまた条例でというふうなことはございませんが、その中の運用、また施行について規則なり要綱で定める場合が出てくるというふうなものでございます。当然それは、規則とかのものでありますから、公開はされますけれども、議会でお願いするというふうな予定は現在ございません。

以上でございます。

○議長（中川正弘） ほかにありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第44号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明を申し上げます。

平成12年度から10年間の時限立法として過疎地域の活性化に寄与してまいりました過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により改正され、27年までの6年間延長されたことはご承知のとおりであります。

本町も昭和45年の過疎地域の指定以来40年間にわたり生活環境の整備を中心に支えてきた根本的な制度であります。このたびの改正過疎法におきましては、法律の一部改正による期間延長、制度拡充ということで、基本的には昨年度までの計画を踏襲したものとなっております。県におきましても、前回のを延長する形で過疎地域自立促進方針を作成しておりまして、本町を含め、この長岡地域をそれぞれ地域独自の取り組みが行われている中で、全国に誇れる文化遺産と地域が持つ固有の地域資源を活かし、いかに自立に向けて取り組んでいくかを課題としております。過疎対策

によりまして、昨年までの過去40年間の本町の総投資額は290億円弱となっております。改正過疎法により、今後6年間の過疎関連事業費は総投資額38億円を予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足をさせていただきます。

ただいま町長の提案のとおりでございますが、実は8月24日、全員協議会で事前に県との協議段階のものを配付させていただきましたが、特にその後の変更もなく事前協議終了しております。

1ページからは、基本的な事項となっております。町の概況、人口、行財政の状況を記述しております。

また、17ページからは、自立促進のための基本方針を定めたものでございます。県の基本的な方向と同じく三本柱となっております。近年の動向の中で、今ほどの議案第44号で提案されておりますが、安全、安心な暮らしの整備が今回新たに入ってきているというふうなものでございます。

19ページ以降は、県の基本方針に沿って、9分野につきましてそれぞれ現況、問題点、その対策、事業計画を整理したものでございます。

改正過疎法の中で、基本的には前回の計画を踏襲した中で本年度の財源計画に基づきまして事業を計画してあるものでございます。過疎計画の事業執行につきましては、随時詳細のものが固まり次第計画変更をしていくという手法を本町としておりまして、内容的には現時点でなかなか不透明というふうなものも、例えば事業名も暫定的な事業名を載せてあるケースもございます。ただ、その詳細がはっきりした中でその辺の部分はまた県との協議をした中で形を変えて正式なものに変えていくというふうなもので、今後整理をさせていただきたいなというふうなものでございます。

今回のものにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づきまして、議会の議決を得て市町村計画を定めるというふうになっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今回過疎法がいったん期限が切れた、終わって、新しい過疎法になったという過疎法とこれは過疎地域、これは非常に連動していると思うのですけれども、これはそうではないですか、私の認識が違うのでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたいのと、実際促進計画ですから、大枠を決めたということで、今後これをもとにした具体的な計画等が今後進められていくというふうな形で認識してよろしいのでしょうか。

その辺ちょっとお願いいたします。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今回の延長につきましては、改正過疎法というふうな表現で呼んでおります。したがって、今までの過疎地域自立促進特別措置法、これはことし3月までの時限立法の法律でございました。これが改正されて、さらに6年延長されたというふうなことで、基本的には前回のものを延長されたというような感覚でとらえてよろしいのではないかなと思います。

それと、この過疎計画の概要を定めるというふうなものでございます。議会の本日提出しているものについては、これは議会議決を得る部分でございます。そのほかに内部的な資料といたしましては、当然町長の提案理由のとおり、積み上げた事業のものがあって総事業費、総投資額というものが表記されてきておりますので、それは毎年変わっていくというふうなものでございます。

ただ、事業が追加されたり何かというふうなことになりますと、事業計画の中で当然この中に事業が入ってくるというふうなものでございまして、それは当然議会にまたお諮りして追加をお願いしたり、内容が変更があった場合はお願いするというふうなもので、全体的に整理された計画書というものは今回提案したものでございますが、そのほかに個別の詳細の財源内訳を含めた積み上げが必要とする計画書があるというふうなものでございます。それは、毎年毎年ローリングして変わっていくというふうなものでございます。

以上でございます。

〔「はい、ありがとうございました」の声あり〕

○議長（中川正弘） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） ちょっと雑駁な質問なのですが、今民主党の党首選が行われております。それで、いろいろな面から一括交付金という話題が出ております。そんな中で、この町の行政がどういうふうに進んでいくのかちょっとわからないのですけれども、現実的に一括交付金ということになれば、地方主権というような形で今の民主党の党首選が行われている。今後こういう、例えば過疎法の問題であろうと、その中には道路もいろいろ含まれておるのですけれども、この町行政がそういうふうになった場合、今後もこの過疎法が生きていけるのかどうかというものをちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今盛んに、代表選14日に結論が出るわけですが、その中で大きく話題となっておりますことは、いわゆる論争点になっておりますところは、今諸橋議員さんがおっしゃった地方に対する一括交付金をどのような形で交付するのかという問題でございまして、この問題と今の過疎地域自立促進特別措置法、これにおける問題は若干一線が画されているわけですが、これは、一括交付金の中に入るものではなくて、あくまでもこの過疎自立促進法の延長線上における予算措置のうち、起債関係とかそういうものについては別途にもう既に予算計上してあると、

国の中で予算計上してあるというその枠内において、今皆さんからご審議をいただいておりますよ
うな内容について、地域、例えば私たち出雲崎町は今後過疎債をどのような形で適用した事業を進
めるかということについては、総枠はきちっと確定しておりますので、補助金の一括交付とは全く
性格は違っておりますので、この点をご心配いただかないでいいと思います。

○議長（中川正弘） ほかにありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号は、総務文教常任委員会に付託します。

-
- ◎議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
 - 議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
 - 議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
 - 議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
 - 議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
 - 議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入
歳出決算認定について
 - 議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について
 - 議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
 - 議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第10、議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第11、議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日
程第12、議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日

程第13、議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案10件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号から議案第55号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第46号の一般会計決算からご説明を申し上げます。平成21年度の一般会計予算額は、当初予算31億4,400万円、平成20年度からの繰越分2億1,038万9,000円、途中12回の予算補正で6億7,133万7,000円を加え、最終予算規模は40億2,572万6,000円となりました。

決算を見た場合、歳入総額は38億6,385万8,000円、歳出総額が37億4,237万4,000円となり、歳入歳出差引額は1億2,148万4,000円となりました。この中には平成22年度へ繰り越す財源として2,770万6,000円が含まれており、実質収支額は9,377万8,000円の黒字となり、これを平成22年度に繰り越すことといたしました。

歳入決算額では、前年度に比べ1億4,676万円、3.7%減少となりました。これは、中越沖地震から3年目となり、復旧に係る特殊事情がなくなり、特別交付税が減額したこと、また平成20年度の水産物荷捌所の完成により、21年度は県支出金が大きく減額したことによります。諸収入では、公益法人改革に関連しまして、市町村振興協会からの交付金の特別配分があり、増額となっています。

歳入の主だったものは、多い順から地方交付税が15億2,339万5,000円でトップであり、歳入総額に占める割合は39.4%となっています。次いで国庫支出金5億7,445万円、13.1%、町税4億5,724万2,000円、11.8%、町債4億1,630万円、10.8%、県支出金2億5,004万4,000円、6.5%の順となっています。

歳入を自主財源、依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は9億8,521万1,000円で、歳入全体の25.5%、地方交付税、国庫・県支出金などの依存財源は28億8,141万3,000円で、74.5%と依然高い割合を占めています。

次に、歳出決算額は、前年度に比べ9,290万8,000円、2.4%の減少となりました。中越沖地震からの完全復旧により、災害復旧に係る部分が大きく減少したものの、国の緊急経済対策に伴う交付金事業により普通建設事業の上乗せ実施、プレミアム地域振興券の発行、また定額給付金の支給などの新規事業が実施されました。

歳出の主だったものは、総務費が8億1,699万7,000円となり、歳出全体に占める割合は21.9%でトップとなっています。経済対策に伴う庁舎の耐震工事、定額給付金事業の実施などにより例年より大きく増加しています。

次に、土木費の6億6,710万7,000円、前年比16.2%の減となりました。経済対策事業は純増したものの、前年度に被災者向け町営住宅の建設が完了し、住宅建設費がなくなったことによります。

次に、民生費の6億5,038万3,000円、前年比3.2%の増となりました。地震関連の被災者再建支援などがほぼ終了したものの、経済対策による保健福祉総合センター関連の整備、保育園バス補助などが増加をしています。

次に、教育費の3億8,122万3,000円、前年比34.9%増となりましたが、経済対策による学校のIT関連、また理科備品の整備、社会教育・体育施設の整備などが増加要因となっております。

次に、農林水産業費が3億5,447万5,000円、公債費3億4,131万1,000円と続いております。中越沖地震の復旧完了により、平年ベースの当初予算規模でスタートいたしましたが、国の緊急経済対策、緊急雇用対策の実施により新規事業が多くなった年度であります。

次に、歳出決算を性質別で見た場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は11億3,541万円で全体の30.3%、3分の1近くを占めており、前年度比では4.6%増加しています。投資的経費では、普通建設事業費が7億4,573万7,000円となり、前年度に比べて地震復旧関連事業の減少によりまして17%の減、同じく災害復旧費におきましても496万6,000円、前年比97.4%と大きく減少しています。

次に、町債の平成21年度末現在高は34億5,594万円であり、過疎対策事業債と臨時財政対策債が増加したことに伴いまして、前年度比3.6%、1億2,078万7,000円の増となっています。

財政健全化法に基づき、財政健全化指標として5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられ、公表が義務づけられていますが、一般会計、特別会計とも関係する5指標は本町には問題のない数値となっております。

しかしながら、平成16年、19年の相次ぐ災害により、町債発行に伴う償還または臨時財政対策債償還金の増加により、今後は公債費が増加傾向にあるため、将来的にも弾力的な財政運営を図るため、基金を有効に活用し、重点的、効率的配分に留意し、経常経費の抑制、行政コストの低減を図り、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第47号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度国民健康保険の平均被保険者数は780世帯、1,361人で、前年度より19世帯、17人の減となりました。

歳入では、国保税収納総額は9,755万7,000円で、収納率は95.4%となり、前年度より0.8ポイント上昇しております。

また、前期高齢者交付金が1億6,803万3,000円、国庫支出金が1億591万7,000円、共同事業交付

金が5,705万7,000円、繰入金が3,943万7,000円となっております。

一方で歳出では、保険給付費が3億4,738万8,000円で、前年度より326万1,000円の減となりました。また、後期高齢者支援金を6,170万7,000円、介護納付金を2,367万3,000円、共同事業拠出金を6,350万3,000円支出しております。

これらによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額5億4,301万7,000円、歳出総額5億2,244万8,000円、歳入歳出差引額、実質収支比率ともに2,056万9,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第48号、老保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度の老保会計は、過年度分の精算が主な内容となっております。歳入は、過年度分として受け入れた国庫支出金321万5,000円などがあります。

また、歳出では、一般会計への繰出金等の諸支出金が377万円となっております。

これらによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額527万6,000円、歳出総額385万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに142万3,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第49号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度末における要介護・要支援認定者数は402人で、被保険者に占める割合は22.1%となり、前年度より9人、1.1ポイント上昇いたしました。

歳入では、介護保険料は8,326万円、収納率は99.9%となり、前年度より0.1ポイント上昇しております。また、支払基金交付金が1億7,355万2,000円、国庫支出金が1億5,780万6,000円、繰入金が9,778万3,000円、県支出金が8,950万円となっております。

一方歳出では、保険給付費は5億6,537万9,000円で、前年度より5,215万9,000円、10%の増となりました。居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の増加が主な要因となっております。

これらによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額6億1,849万2,000円、歳出総額6億548万8,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,300万4,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第50号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明申し上げます。平成21年度の被保険者数は、年度当初の1,226人から年度末には1,204人となり、22人の減となりました。主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,140万8,000円で、収納率は2年連続100%となっております。また、一般会計からの繰入金が2,048万5,000円となりましたが、一方歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が5,926万4,000円となっております。

これらによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額6,254万6,000円、歳出総額6,180万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに74万5,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第51号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度は、八手地区で新たな水源を確保するための調査実施をいたしました。また、上中条浄水場で非常用発電機を設置したほか、民地埋設管の道路内の移設工事、施設改修工事費などを実施いたしました。

これらによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額 1 億5,805万1,000円、歳出総額 1 億4,881万8,000円、歳入歳出差引額923万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第52号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額1,976万2,000円、歳出総額1,830万1,000円、歳入歳出差引額146万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第53号 農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度は、赤坂山地区処理場の屋根に太陽光発電装置を設置したほか、3処理区の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額 1 億7,904万3,000円、歳出総額 1 億7,087万9,000円、歳入歳出差引額816万4,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第54号、下水道会計につきましてご説明を申し上げます。平成21年度は、久田浄化センターと主要なマンホールポンプ施設の耐震化工事を実施したほか、施設の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成21年度本会計の決算額は、歳入総額 3 億773万8,000円、歳出総額 3 億27万3,000円、歳入歳出差引額746万5,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

最後に、議案第55号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成21年度は、てまり団地で2区画、川西団地で3区画の販売を行いました。また、大門地内旧JA跡地を購入したほか、川東団地、深町団地の遊具の更新を行いました。

これによりまして、平成21年度の本会計の決算額は、歳入総額2,627万7,000円、歳出総額2,578万8,000円、歳入歳出差引額48万9,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに9特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げますが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧くださいまして、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、志田忠護さん。

○代表監査委員（志田忠護） ご苦労さまです。それでは、意見書を申し上げます。

1 ページをお開きください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成21年度出雲崎町一般会計決算、平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成21年度出雲崎町老人保健特別会計決算、平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

2、審査の期間。平成22年7月26日から平成22年8月23日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査した。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を聴取するとともに、当年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考とした。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められた。また、予算の執行等に係る事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められる。

一般会計の決算規模は、中越沖地震の災害復旧等の事業が完了したことから、前年度より2.4%程度の縮小となっている。また、実質単年度収支は2億1,600万円を超える黒字となり、財政調整基金に2億7,400万円余りを積み立てた。これにより、財調基金残高は19億円超となるなど、国、地方を取り巻く厳しい経済・財政状況の中にあって堅実・着実な財政運営が行われている。

経常収支比率は79.0%で、前年度より2.3ポイント減少した。普通交付税と臨時財政対策債が増加したことが大きく影響したものである。

なお、実質公債費比率については8.8%となっているが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べる。

特別会計については、すべての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあるが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べる。

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき、昨年度の決算から実質赤字比率など5つの指標について審査を行っているが、21年度決算にかかわる各指標については本年も以下のとおり審査を行った。

財政健全化指標。①、実質赤字比率は黒字となっている。参考数値はマイナス4.4%である。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲は、11.25%から15%である。

②、連結実質赤字比率は黒字となっている。参考数値はマイナス7.34%であり、赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%である。

③、実質公債費比率は、前年度より0.3ポイント減少し、8.8%となっている。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっている。

④、将来負担比率はマイナス19.6%で、国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっている。

経営健全化指標。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっている。参考数値は、簡易水道事業特別会計マイナス8.3%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス20.5%、農業集落排水事業特別会計マイナス24.5%、下水道事業特別会計マイナス13.7%、住宅用地造成事業特別会計マイナス3.0%である。赤字である場合の国の基準範囲は20%である。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字若しくは早期健全化基準の国の基準範囲数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はない。

なお、各比率の算出方法など詳細については、12ページから15ページに掲載している。

平成16年7月の梅雨前線豪雨災害、同年10月の中越大震災、そして平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震と三度にわたる大災害による被害も平成20年度にはほぼ復旧が成し遂げられた。また、地震等の風評被害で落ち込んだ観光入り込み客数も震災復興祈願イベント等の実施により20万6,270人となり、災害前の入り込み客数にほぼ同じくなるなど町を挙げての復興に向けた努力が着実に成果となって表われている。

また、多額の財政需要も懸念されたところであるが、普通交付税・臨時財政対策債の増により、繰越金9,300万円余りをキープするなど財政基盤の安定的な確保・保持がなされているものと認められる。

平成21年度は、国の緊急経済対策により、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金等が交付され、地方単独事業に活用したため、地方負担の軽減が図られたとともに、公共事業の前倒しを行うことができ、地方公共団体への配慮がなされたところである。

しかし、町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しい状況であり、今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものである。

なお、審査の概要は次に述べるとおりである。以下72ページまでです。

引き続き、73ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。平成21年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成22年7月26日から平成22年8月23日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査した。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿い、適正に運用されたものと認められる。

審査の概要は次に述べるとおりである。以下74ページまでです。

最後に一言申し上げますが、前年度に引き続きまして21年度も一般会計並びに9ございます特別会計ともに黒字にて決算されました。これも関係各位のご努力のたまものと理解しております。

次に、政権は交代しましたが、依然として政治、そして経済情勢は不安定であり、これからの国の交付金の配当がまことに不透明であります。予算の執行に当たっては十分ご検証していただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、最近公務員による不祥事が数多く報道されております。各人が事故に遭わない、そして事件に巻き込まれない、これをよく自覚して行動していただきたいと思っております。

以上、ひとつご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第55号まで議案10件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第55号まで議案10件は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。議案第46号から議案第55号まで議案10件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

- ◎議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第57号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第58号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第59号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第60号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第61号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第19、議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第20、議案第57号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第21、議案第58号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第22、議案第59号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第23、議案第60号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第61号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案6件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号から議案第61号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第56号、一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。歳出から各款の主なものを申し上げますと、2款総務費、5目財産管理費では、旧出小校舎のパラペット修繕、役場庁舎の自動ドア修繕料を、旧出小給食室の不要機器の処分費を、また庁舎のひかり電話の導入のための機器整備費を計上いたしました。

次に、3款民生費では、各項目に共通して平成21年度事業の精算に伴う国県補助金返還金を計上しております。

5目老人福祉費では、寿多摩院が運営する「ケアハウス出雲崎グレートヒルズ」の小規模多機能型居宅介護施設の開設分、また中越老人福祉協会が運営をいたします「グループホームかめさんの家」のスプリンクラー整備分の補助を計上いたしました。

4 款衛生費、1 目保健衛生費では、人工透析対策事業関係費を新たに計上いたしました。

2 項清掃費では、新築住宅に伴う小型合併処理浄化槽設置の補助を計上いたしました。

6 款農林水産業費、5 目の農地費では、農業用施設修繕 2 カ所の町単独補助を計上しました。

7 款商工費では、中永トンネル手前の観光看板に係る支障木の伐採料を、また天領の里の前の国有地との官民境界確認のための作業委託料を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費では、町内各所の細かな道路修繕が発生しておりますので、11 節、15 節の道路修繕費を、また立石稲川線の工事費の追加、また各所の小規模の改良・舗装、それにかかわる測量委託費を追加計上いたしました。

5 項住宅費では、町営住宅の施設修繕料の追加、大門地区地すべりにより影響を受けた町営住宅の敷地修繕工事費を計上いたしました。

9 款消費費では、9 月下旬に柳津町と本町消防団との交流研修会を予定しておりますので、その宿泊旅費を計上いたしました。また、役場正面玄関脇にありました喫煙所の跡に防災資機材の保管用倉庫、また住宅用火災警報器の低所得者を対象にした緊急支援の補助金を計上いたしました。

10 款教育費では、11 月 3 日に予定している生涯学習フェスティバル用に音響、照明設備の借上料、また滝谷薬師如来の防虫・修繕の補助を追加計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、地方特例交付金、地方交付税、国・県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を計上いたしました。これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ 5,814 万 8,000 円を追加し、予算総額を 33 億 4,154 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 57 号、国保会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの主な補正は、歳出予算におきまして、11 款諸支出金に法律改正による退職者医療制度の縮小に対応して、算定方法等の変更により超過交付となった平成 21 年度退職者医療交付金返還金 1,127 万 5,000 円等を計上いたしました。これらの財源といたしましては、前年度からの繰越金を計上しました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ 1,143 万 5,000 円を追加し、予算総額を 5 億 4,420 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 58 号、介護会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、歳出予算におきましては、2 款保険給付費に高額医療合算介護サービス費を 50 万円追加したほか、4 款基金積立金に介護給付費準備基金への積立金 204 万 8,000 円を計上しております。

また、7 款諸支出金に平成 21 年度実績に基づきまして超過交付となった国県支出金の返還金 643 万円、一般会計の繰出金 437 万 5,000 円を計上いたしました。

以上の財源といたしましては、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金を法定割合に基づき計上したほか、前年度からの繰越金を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ 1,341 万 7,000 円を追加し、予算総額を 6 億 661 万 7,000 円

とするものでございます。

次に、議案第59号、簡水会計の補正予算につきまして説明を申し上げます。このたびの補正予算は、大字吉川地内で県が実施いたします2級河川藤巻川河川整備事業と県営中山間地域総合整備事業により、支障となっております水道管の移設に係る費用を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額350万円を追加し、予算総額を1億3,200万円とするものであります。

次に、議案第60号、農排会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、大字吉川地内で県が実施いたします2級河川藤巻川河川整備事業により、支障となります下水道管の移設にかかわる費用を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額150万円を追加し、予算総額を1億7,400万円とするものであります。

終わりに、議案第61号、宅造会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、出雲崎てまり団地と川西第2期団地でそれぞれ1区画ずつの買い戻しが生じたので、歳出ではこれに係る公有財産購入費を計上し、またこの2区画を再販売をいたします関係から、一般会計繰出金を追加いたしました。

歳入では、2区画分の売払収入を追加し、買い戻しによる契約違約金を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額946万6,000円を追加し、予算総額を1,616万6,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに5特別会計の補正予算につきましての概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計から補足説明をお願いいたします。

まず、194ページ事項別明細書の歳出からお願いをいたします。中ほどの総務費からお願いをいたします。総務費の一般管理費、需用費、消耗品追加については、これは県内の住宅地図の購入でございます。大分古いものとなっております、このたび新たにというようなことでお願いいたします。

財産管理費の施設修繕関係、また旧出雲崎小学校の廃棄物の処分、これは町長の提案理由のとおりでございます。

次に、195ページの一番上の工事請負費、庁舎内電話交換機工事でございます。これは、ひかり電話の加入になりますが、ちょっと光が入るまで待っていたというふうな状況でありまして、実は今の電話は10年近く使用しておりまして、もう液晶も消えている電話も結構ございます。この際、49台になるかと思いますが、入れかえというふうなことで予定してございます。

続いて、2項の徴税費、鑑定評価委託料、これは平成24年度の固定資産税の土地の評価替えに伴う準備といたしまして、不動産鑑定士に依頼する部分のものでございます。

あと民生費の社会福祉費、被服費につきましては、これは保健師または社会福祉士、看護師、これは統一したユニフォームをというふうなことで、今回関係するところの費目に計上してございます。

あと生活保護世帯の火災警報器の設置助成についてでございます。これは扶助費で計上してございますが、これは消防費のほうで計上するものとの連動したものでございまして、保護世帯については町のほうから配布するというふうなことで、一応11世帯分の予算でございます。無償配布というふうなことでございます。

続きまして、196ページお願いいたします。社会福祉基金の積立金でございます。これは、川西の相沢孝一さんのほうから寄附が1件ございました。これは、歳入のほうで寄附金にのっておりますが、社会福祉のためにというふうなことで社会福祉基金にいったん積み立てをさせていただくというふうなことでしてございます。

続いて、障害者福祉費の負担金で、地域移行支度経費支援事業補助金、これにつきましては本町の障害のある方、施設に入っている方がこれグループホームに移行した場合、生活用品の購入支援補助というふうなことで交付されるものでございまして、3人分の計上というふうなものでございます。

以下、償還金関係は、21年度の精算に伴うものというふうなことで、説明は省略させていただきます。

それと、そのページ一番下の5目の老人福祉費でございますが、この負担金関係、これも町長の説明のとおりでございますが、これは全額県支出金として受け入れになります。したがって、歳入全額これ県のほうから入ってくるというようなことで、トンネルの事業というふうなことになります。

続いて、197ページの繰出金、介護保険事業特別会計、これは給付費の追加に伴う法定分の繰り出しを計上してございます。

197ページ一番下の施設修繕料の追加でございます。これは、川西児童遊園の水銀灯の修繕というふうなことで今回計上させていただきました。

続いて、198ページでございます。4目の健康増進費でございます。これは、町長の説明のとおり、人工透析対策といたしまして今回計上したものでございます。当然医師がこの中に入りますので、医師の報償も今回のせてございますが、長岡市での会議というふうなことで、お茶等の食糧費関係、また医師の秘書、あと職員のほうで、本町人工透析の割合が高いというふうな部分もございまして、職員のほうで先進の県外の自治体に研修に視察に行ってくるというふうなことで今回普通旅費を計上いたしました。これは、実はちょっと遠くでありまして、飛行機を利用してというふう

な部分でのものがございます。

続きまして199ページ、これは合併処理浄化槽の設置補助、これは特生排による整備既に終わっておりますので、新築で出てきた場合での補助というふうなことで、基準額に対しまして3分の1補助を計上したもので、2件でございます。

続きまして、200ページの改善センター関係の需用費、施設修繕、これは八手センターのホールの高窓開閉機が故障しております。これを修理というふうなものでございます。

失礼しました。その前に負担金補助及びで、これは町単の修繕事業、農業用施設の修繕補助でございますが、これは30%補助というふうなものでございます。

続いて201ページ、商工費でございます。観光費の中永トンネル手前の観光看板の支障木伐採料、これは町長の説明のとおりでございます。設置されているものをちょっと木が邪魔になっているような状況の中で伐採をというふうなものでございます。尼瀬の駐車場関係の境界、これは官民の境界の復元のための委託というふうな部分でございます。

あと道路修繕につきましては、土木費につきましては、これは町内各所、少額の細かい修繕が出ております。その分をそれぞれ計上させていただいております。

あと202ページでございます。道路新設改良費の工事関係は、ここに載っているとおりでございますが、橋りょうの維持修繕、これは上野山橋の高欄の塗装というふうな部分で今回計上してございます。

続いて、住宅費の住宅管理費施設修繕料、これは町営住宅の小修理分のものを計上いたしました。工事関係の大門第1住宅、これは町長の説明のとおり、地すべりの関係での敷地の復旧というふうなものでございます。

続いて、203ページ関係でございます。消防費でございますが、これは9月の終わりに柳津町と本町の消防団、また事務職員との交流を予定しておりまして、本町のほうから柳津町へ出かけるというふうなことで、その関係の旅費及び宿泊費分を今回旅費でお願いしたいというふうなものでございます。それと、備品購入でございますが、これは消防用止水シート、これは川の中で三面張りのような形のところが利用はほとんどだと思っておりますが、一時的に水利をつくるというふうなもので、シートのようなものをぽんと置きますと、水の流れて自然に水利ができ上がるというふうなものでございます。これは1機でございますが、購入させていただきたいというふうなものでございます。

それと、庁舎脇の防災倉庫でございます。たばこの喫煙所として、それ移動いたしましたので、今あいておりますが、そこに災害等になりますと、表にテント、また投光器等いろいろなものを配置するようになりますので、そういう関係資材をすぐに対応できるような形でその部分に防災用の倉庫というふうなもので、小さいものでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと住宅用火災警報器関係につきましては、これは8月の全員協議会でお示ししたとおりでございます。低所得者を対象にしたもので、今回補助制度を設けてお願ひしたいというふうなものでござい

ます。

続いて、204ページでございます。教育関係でございます。公民館費、町長の説明のとおり、11月に予定されます生涯学習フェスティバルの音響関係の設備、また利用者からの要望もあるというふうなことで、今回音響機器の借り上げというふうなことで予算計上させてもらっております。

続いて、189ページ、歳入に戻っていただきたいと思っております。歳入、地方特例交付金、これは決定をしております。普通交付税と一緒に決定したものでございます。全額計上でございます。

続いて、10款地方交付税についてでございます。今回初めて追加計上させていただきますが、当初この予算上特別交付税と普通交付税合算で予算になっておりますので、これが13億9,000万円でございますが、当初分の普通交付税は13億5,000万円です予算計上してございます。決定額は14億9,605万5,000円というふうなことで、1億4,600万円ちょっとが留保というふうな状況になっております。したがって、補正財源といたしまして一部追加をさせていただいたというふうなものでございます。

次の国庫補助金につきましては、町長の説明があったとおりでございますが、以下土木費の国庫補助金は、これ各種事業が統一されまして、社会資本整備交付金にすべて統一されたというふうなことで、それに全部組み替えるというふうなことで以下となっております。

続いて、190ページの県支出金の民生費関係でございます。高齢者福祉、地域介護、これは先ほど歳出であったとおり、各社会福祉法人への補助金の分の歳出全額の受け入れの部分でございます。

寄附金につきましては、歳出で説明のとおりでございます。

あとは繰入金関係は、これ介護関係、これは21年分の精算というふうな部分で繰り入れてございます。それと、宅地造成事業からの繰り入れでございます。これは、宅造で2区画、地震関係の被災者特別割引で分譲したものと通常分譲の2区画になりますが、これは買い戻しが発生しております。また売るというふうなことになりますので、地震の被災者割引の部分が安くなっておりまして、今度販売しますとその差額分が出ますので、それを一般会計に戻していただくというふうな部分で、その差額分を今回繰り入れで計上してございます。

192ページ、繰越金、これは今回全額計上をいたしました。繰越金については、留保はございません。

あと町債関係でございます。土木債で立石稲川線、これは舗装分を歳出のほうで今回計上してございますので、過疎債を追加というふうなことで、これは最終年次というふうなことで舗装までというふうな部分でございます。

あと臨時財政対策債についてでございます。これは、普通交付税とともに決定してくるものでございますが、今回ちょっと予算より割り込んだというふうなことで1,250万円臨時財政対策債は減額というふうなことでございます。

歳出は以上でございます。186ページの第2表、地方債変更をお願いいたします。歳入の22款

の町債で説明させていただきましたとおり、立石稲川線、また臨時財政対策債の増減についての今回地方債、第2表の変更というふうなことでよろしく願いをいたします。

あと最後になりますが、205ページをお願いいたします。205ページの一般職の給与関係でございます。職員の手当の追加を整理したものでございます。半年経過する中で、扶養手当、また時間外勤務手当、またそれと今後の見込みというふうな中でそれぞれ追加を計上させていただきました。

次に206ページ、これ今の町債の追加を整理した全体の調書でございますということで、一般会計の補足終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） ほかに補足説明ありますか。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第59号につきまして補足説明をさせていただきます。

吉川地内の水道管の移設関係でございますけれども、水道管の大きさにつきましては75ミリの管でございます。場所は、吉川の神社近くにありますが河川のボックスがちょうど横断しているところでございます。県がこのたびそのボックスを大きな断面に改修するというところでございますので、水道管の移設が必要になるということで、財源につきましては県からの補償金と繰越金を計上させていただきます。

それから、次の議案第60号でございます。これも今ほどの吉川地内の同じ場所でございますけれども、同様にボックスカルバートの移設に伴いまして、下を通っております農業集落排水の下水管、150ミリのものがございますが、これを移設する必要があるということでございまして、同じく財源には県の補償金と繰越金を計上してございます。

それから、最後の議案第61号でございますけれども、これにつきましてはまず歳出の199ページ、17節公有財産購入費の関係でございますが、買い戻しをする区画は、てまり団地につきましては正面の道路をずっと上っていった左側にあります道路沿いの10—5の区画になります。面積が355.09平方メートル、金額が387万円で、分譲を開始いたしました18年12月に若い年代の方にご購入をいただいております。それからもう一つの区画は、川西第2期団地になります。県道に面した側の一番柏崎市側の区画でございます。面積が312.32平方メートル、それから金額が363万7,000円で、平成21年3月に中越沖地震の被災者の方に購入をいただいております。これが被災者割引の関係で、本来の価格よりも156万円ほど安く販売されておいた物件でございます。買い戻し後にまた再販売をいたしますので、歳入の土地売却収入につきましては、てまり団地分の387万円、それから川西第2期分の本来価格519万7,000円、合わせました906万7,000円を追加いたしましたし、また契約違約金として2件分を追加させていただきました。これによりまして、歳入金額が歳出金額を上回りますので、その分を一般会計へ繰出金として歳出のほうに計上させていただきます。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第61号まで、議案6件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第61号まで議案6件は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9名を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第56号から議案第61号まで議案6件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩します。

（午前10時51分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時51分）

◎決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に小林泰三議員、副委員長に田中元議員が、予算審査特別委員会におきましても委員長に小林泰三議員、副委員長に田中元議員がそれぞれ互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前 10 時 52 分）

第 2 号

(9 月 15 日)

平成22年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成22年9月15日（水曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 小 林 泰 三 議員

○議長（中川正弘） 最初に、1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三） それでは、私は1点だけ質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

国勢調査による人口の増減についてお聞きしたいと思います。平成22年10月1日に5年に1回の国勢調査が実施されます。このときの調査にはいろいろなことが調査が行われますが、ほとんどの人が一番気になるのが人口の増減だと思います。5年前の調査のときは、中越地震のあった1年後でした。このときの人口減少率が新潟県で一番高いのが川口町でした。地震の被害が大きく、その直後だったために、川口町は仕方がなかったという声がたくさんあったと思います。私も、そんなふうに思っております。2番目に高いのが出雲崎町で、3番目が粟島浦村でした。今回の調査の前に川口町は長岡市と合併したため、今回は川口町の名前は出てこないでしょう。そうすると、前回2番目だった出雲崎町が1番になるのではないかなと私は心配しています。1番になりたくないが大勢の町民は思っているでしょうが、今回の調査に当たり人口の増減予想と町長の考え方についてお聞きしますので、よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 小林議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回実施されますところの国勢調査につきましては、ご承知のように我が国が本格的な人口減少社会になって初めて調査が実施されるということで、非常に注目をされておるということは事実であります。そこで、今回の調査における非常に今ご質問ございましたように、本町の人口の推移というものについて大体どのような予測ができるのかということでございますが、きのうも国勢調査員の皆さんがお集まりをいただいて私もごあいさつを申し上げてまいりましたが、今この段階で人口の増減について調査が実施されますので、軽々に申し上げることはできません。しかし、喫緊のいわゆる皆さんも新聞報道等でもご覧になっておりますところの総務省がことしの3月1日現在国の人口、いわゆる住民基本台帳に基づく調査結果が発表されておるわけでございますが、新潟

県におきましては239万1,000人と、1万人超の人口減少という数字が発表されています。当然当町における推計値も、発表されておるわけですが、本町の人口につきましては残念ながら、推計数値でございますが、5,000人を切るという、4,901人というような数値が出ておるわけですが、これらにつきましても前回の国勢調査のいわゆる確定値から途中5年間の出生、転入、死亡あるいは転出などの届け出をもとにして増減をして算出した数字であるということでありませぬ。この推計人口は、基本台帳を見ますと、本町の、先ほど申し上げましたように人口は減少しているということは間違いのないと思っておりますが、国勢調査につきましては、役場に届け出なく例えば住所変更をせずに住んでおられる方も調査対象に含めることになっておるということでございます。このため、実態に即した調査をするものである以上、調査してみなければこの数値等については今申し上げる段階ではございません。また、同じように他町村のそういう推計人口数値について私が申し上げる段階ではございません。

ただし、この5年間は、皆さんもご承知のようにてまり団地あるいはまた川西の第2団地、この造成等々行いまして、町外からもたくさんの皆さんからおいでをいただいております。この団地に町外からおいでいただいた方が80人現在住んでおられるわけでございますので、これらも若干のプラス要素になっているとは思いますが、申し上げますように全国的にも人口減少時代に入っておるということでございますので、前段申し上げましたように、楽観を許さない数字が出るのではなかろうかというように思っています。しかし、いかような数値が出ようとも、私は動じることはございません。今町も全力を挙げて町外からの若者をいかに当町に住んでいただけるかということに対してのまた新しい施策も実行いたすわけでございますので、漫然とただその結果に甘んじていることはございません。具体的によりあくなき挑戦をいたしてまいります。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 町長の意欲ある答弁大変ありがとうございますし、また各町村がそれなりにいろんな努力をなさって人口増に努めている情勢であります。当町も他の町村に負けぬようにぜひ頑張っていたきたいし、例えばことは日本中猛暑が続く日でありましたが、例えば岐阜県の多治見市あたりの町民がこんな暑いのもって日本一なんかならなくたっていいなんていうテレビ局のインタビューに答えたりしておりますが、決していいことで1番になるのはいいことですが、余り好ましくないことに1番にはならないように、また今後ともぜひ頑張っていたきたいし、その努力を期待するものであります。よろしく願います。

○議長（中川正弘） 答弁はどうですか。

○1番（小林泰三） あったらひとつ。なければいいです。

では、要らないです。

○議長（中川正弘） いいですか。

○1番（小林泰三） はい。

◇ 宮 下 孝 幸 議 員

○議長（中川正弘） 次に、5番、宮下孝幸議員。

○5番（宮下孝幸） 大先輩の小林泰三議員の後を受けて質問に立たせていただきます。

質問に先立ち、先般の6月定例会におきまして私は一般質問をお休みをいたしました。当選以来毎回議場におき一般質問に立ってまいりましたが、そのせいか、その後多くの町民の皆様より「宮下、どうした。体調でも悪いか」、このような大変なご心配をいただいたところであります。私は、真に町民の皆様の生活に密着した種々問題を取り上げてまいることを私自身の政治信条といたしておりますので、その種々問題を整理するために十分な充電期間をいただいたということでございまして、特に体調が悪いかというようなことではございません。本日は、そんな多くの町民の皆様のご心配を払拭する意味でも、ひとつ満を持しての登壇でありますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。町道管理予算と緊急医療情報キットについて。まずは、町道管理予算のほうからご質問をしてまいります。現在当町が管理する町道は、総延長124.4キロメートル、その中で町民生活に直接直結をいたしますいわゆる除雪対象道路は、およそ85キロに及んでおります。ここ数年、恐らく同様の予算の計上がなされているものと思われるわけではありますが、本年度3月定例会におきましても、年間におき直接的に町道の維持管理、修繕等に充てる予算、つまり道路請負予算なるものの準備は500万円でありました。昨今地球の温暖化の影響か、私たちが四季折々を堪能してきた季節感なるものはとうに破壊をされ、まさに異常気象、不特定にして立て続けに毎年各地で起こる風水害や地震被害の脅威、当町を走ります国道や県道はもちろんであります、特に町民の生活圏の合間を網の目のように走ります町道は、真に町民生活の生命線とも言えるわけでありまして。常在においては生活道路として、あるいはまた非常時においては緊急避難道路として必要不可欠な重要幹線と言っても過言ではありません。よって、日常における町道の管理、修繕は大変重要であるものとするわけでありまして。

冒頭申し上げてまいりましたが、この町道維持管理に費やす道路請負予算は、年度当初で500万円ということでありまして、町長は常々私に対する答弁等でもお話をされておられますが、たかだか500万円、されど500万円。全体予算の中にあって、この500万円なる予算がいかなる価値を持つものなのか、まさしく私も同感であります。したがって、決してこの500万円という予算を軽んじて論ずるつもりはございません。さりとは、日々町民のニーズを的確にとらえ、町民生活の安全、安心を担保するため、平常時におき災害の未然防止に万全な管理体制をとることは、政治や行政に課せられた最大の責務であるものと私は考えるところであります。年度状況により補正予算で対応するというのも1つの方法でありましようが、私は前記観点からこの道路請負予算をせめて緊縮財政の中でありましてけれども、倍額以上の1,000万から1,500万程度に増額をいたし、管理、整備、修

繕の態勢というものをなお一層盤石とすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えいたしますが、ご承知のように道路維持管理にかかわる町の予算は、道路修繕料と道路維持修繕、この工事2つの費目で計上しておるところでございます。修繕料は、比較的規模の小さな、1カ所が大体30万未満の補修を行い、これを超える規模のものは工事請負費で対応しておるところでございます。

今年度の当初予算額は、道路修繕料が300万円です。そしてまた、道路維持修繕工事費が500万、合わせて800万となっておりますが、道路施設の劣化や破損あるいはまた舗装の修繕などのほか、車両の円滑な通行や自転車、歩行者の安全性向上などの対策を行っておるところでございます。したがって、宮下議員さんのおっしゃるとおり、当初予算額では当然不足してまいると思いますので、このたび議会の補正をお願いをしておりますこの道路修繕料150万円、道路補修修繕料が450万という追加をお願いしておるところでございますが、これと当初の予算を合わせますと、道路維持管理予算は1,415万円ということになっております。ここ数年、道路維持管理にかかります決算額を見ますと、平均して毎年1,300万程度が執行されておりますが、欠かせない修繕安全対策など先送りをせず確実に年内にその箇所に対しては対応してまいるという方針で臨んでおるわけでありまして。

ただ、ご指摘のように、これを当初予算で計上する方法もあるわけでございますが、当初予算におきましては歳入の不確定部分がたくさんございますので、そういう単独費の計上につきましては、慎重を期さなければならないという財政担当の意見もお聞きしながら、当面不足を生じない額を計上した上、前年度の繰越金の状況やあるいは普通交付税の額が確定をした以降の中で議会の補正を提案するというふうになっております。ただ、申し上げますこと、今申し上げましたが、ただ町は財政的にも非常に安定をしておりますので、この面の今ご指摘のように住民の直接生活にかかわるそういう安全、安心確保のための予算、道路修繕なりそういうもの、除雪なり、これはもう基本的には徹底してお金に糸目をつけなくやるという方針には変わりないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 常々町長がお話をされております。前進あるのみという姿勢が今の答弁にもうかがい知ることができるわけでございます。

総額2つのものを合わせて1,415万ほどのものが費やされてきたということでございます。年度当初の歳入不確定要素もあるということでのご配慮であろうと思うわけでありまして、ちなみにこれわかり切った話でありますけれども、この除雪対象道路の85キロという距離、この実際の感覚で一体どれくらいの距離なのかということをお数字だけではなかなかぴんとこないかもしれませんので、あえて参考までに申し上げておきますが、当町を出発いたしまして、旧分水を越えて、吉田を越えて、そして巻を越えて、さらに新潟に至ってもまだ足りずに新潟市内を突き切って、その先の

ビッグスワンまで到達する距離に匹敵をするということでございます。一口に85キロと言いますが、この長い距離に至るわけでありまして、私はこの長い距離、この道路請負予算なるものが年間当初といえども500万円というのは、若干ちょっと懸念が残る、心配が残るなどというような気持ちでありますし、町長もまた財政的にも豊かであるから、必要なものについては充当していくというお話でございますので、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

先般台風9号における大被害、あるいはつい先般のまた大雨でしょうか、そういったことにあっても、当町は幸いにいたしまして大きな被害を受けることはなかったわけでありましたが、それらの影響を受けた地方においては、わずか数時間という短い時間の中で大変な大惨事を巻き起こしてしまっただけであります。まさに私ども人間がつくったものの脆弱さをあざ笑うかのような大自然の猛威を見せつけられた瞬間でありました。私は、あくまでも不可抗力はともかくといたしまして、災害時における日常の手入れ、不備が起因して起こるいわゆる天災を決して人災にしてはならない、そんなような考え方の中から再度盤石な態勢に臨んでそんなことの考えをめぐらすところであります。前向きに与えるべきものはきちんと与えていくのだという姿勢をいただきましたので、この道路に関連することをこれで終わらせていただいて、次2番目の緊急医療情報キットについて話を進めてまいりたいと思いますが、お願いをいたします。

この緊急医療情報キットについて伺いますが、何やら聞きなれない、なじみの薄い名前ではありますが、この緊急医療情報キットは、東京都港区から導入が始まりまして、本年1月には北海道夕張市に飛び火をいたし、全国に今広まりつつあります。本日議会傍聴にお見えの町民の皆様もおられるわけありますから、どのようなものなのか簡単にご説明をしてまいります。本日議会の皆様は、恐らく見識高いですから、ご存じでありましようから、傍聴に来られている方にわかりやすいように私お話をしていきますので、お願いいたしますが、主に65歳以上のひとり暮らしの高齢者の世帯を対象といたしまして配備をされておりますこの緊急医療情報キットは、保管場所を冷蔵庫と定め、情報が納められております筒型、円筒型のプラスチックのケースの中には高齢者の個人の診察券やあるいは保険証などの写し、あるいは持病や血液型、さらには現在服用している、飲んでる薬の種類、そしてまたアレルギーの有る無し、あるいはかかりつけの病院、そしてまたその高齢者の方の個人の緊急連絡先までをきちんと明記し、情報が満載をされているという、そのようなものであります。1人で暮らす高齢者の皆様が最も不安とされているのがご自身の身に万一あったときと言われております。はからずも、そのような緊急時に救急隊がいち早く個人の病歴や投薬の種類、そしてかかりつけの医師などの情報をキャッチし、搬送先の病院の決定やら搬送先への的確な情報提供を可能とするために、大変重要な情報源になるわけであります。高齢化社会の対応策として全国に広まりを今見せておりますこの緊急医療情報キット、高齢比率の高い当町におきましても、早急なる検討をいたし、取り組みに着手すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 2点目でございますが、医療情報キットについては、ちょっと申し上げようかなと思ったら、私以上に宮下議員さん詳しく申し上げられましたので、これは割愛をさせていただいて、さてその緊急情報用紙ということでございますが、今お話のとおり、既往症なりあるいはまた今飲んでる薬はどのような薬飲んでるのか。あるいは、医療機関にはどのような指示をいただいているのかという情報が記載をしているわけでございますが、高齢者の場合、刻々とまたそういう健康状態も変わるわけでございますので、これを個人がなかなか正確にそれを情報キットに書き入れたり修正をするというのは、非常にちょっと難しいという指摘もあることは事実でございます。

さらに、今お話のように緊急医療体制と連携しようとなることから、単に町だけではなくて広域的な緊急指定病院なりいろいろの病院あるいは地域関係機関全体での取り組みが必要になってくるのではないかというふうに考えられます。現在本町では、ご承知のように65歳以上のひとり暮らしの皆さん、あるいは高齢者のみの世帯には緊急通報装置あるいは安否確認の機能を備えた緊急通報システム等々の導入しているわけでございます。また、給食宅配サービス、あるいはまた民生委員の皆さんから高齢者の皆さんの訪問いただいて安否を確認するというような、医療情報等の把握にも努めておるといことは事実でございます。今お話のように、既往症あるいは服薬情報等大切な医療情報であり、緊急医療の際に的確な対応する上で重要なポイントになり得るといことは、承知もしておるわけでございますが、今後緊急医療体制の充実をする中で、このご指摘の緊急医療情報キット、この普及等についてもそれぞれの機関と十分意思疎通を図り、また情報交換、その成果の精度の高さなりを確認をしながら今後に対してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

要は、急病あるいはまた災害時等々におきましては、何よりもそういうひとつの情報収集もさることながら、地域間の助け合いということが非常に大切になってくるのではないかというようなことも考えられますので、高齢者の皆様方を支えるそういうまず体制をしっかりと確立をしながら、高齢化の進む当町のいわゆるそういう皆さんから安心して、あるいはまた緊急時に速やかに対応できるようなそういうこともまた兼ね備えながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） ご答弁のほう、私の解釈で大変前向きな答弁をいただいたというふうにご推察をいたします。

ちなみに、緊急医療情報キットというのは、こんなものということなのです。これは港区で使っているもの。傍聴者の皆さん、見えるかもしれません。今ほど町長お話のとおり、ある自治体においては、いわゆる昨今高齢者の消息不明、つまり消えた高齢者が社会問題化しているわけでありましてけれども、このキットを1年更新で地域民生委員の方々が出向いて新規情報と入れかえていくというようなやり方をしている、そういったことを原則にしているところもありましょうし、ある

いはまた今町長ご心配の趣、確かに病歴あるいは現在の投薬等についても変更になっていく。ですから、もっと本当はスパンを詰めてやらなければ本当の意味での効果は出ないのだろうと思うのですが、今始まったばかりのシステムでございますので、私が調べたこの自治体においては、今1年更新で新しいものと民生委員さんが訪問しながら入れかえていくというようなやり方をしているのだそうです。その民生委員さんがそれ以外にもお訪ねになること、あるいはこの機会を持ってお訪ねになること、やはり独居世帯の高齢者の方のお宅をお訪ねになる機会が増えれば増えるほど、いわゆる消えた高齢者と言われるような問題、そういったものの解決の一翼も担うものではないかなと、そんなふうな考え方もございます。

さらにまた、この緊急医療情報キットというのは、いわゆる任意でございまして、すべての方に義務化するものではなくて、やってくださいという方を、望まれる方を対象に配る。そして、救急隊の方は突入といいますか、救急搬送する際にご自宅に行ったときには無条件で冷蔵庫をあけてそこから情報を取り出すことを約束をしていただくということのものも含まれているのだそうでございます。現在では、神奈川県の大和市や沖縄県の浦添市なども取り組みが進んでいるということでもありますし、ではなぜ保管場所が冷蔵庫なのかということでもあります。まずはこの冷蔵庫、どこの家にもあるということそして、比較的丈夫で災害時などにも壊れにくく燃えにくいということ。たんすのように、幾つも引き出しがあって何番目にしまったかわからないということではなくて、ふたをあけたら裏側のほうにぽんと置いてあると。ですから、発見がしやすいといいますか、特定しやすい、場所が。そんな利点があるので、冷蔵庫と各自治体定めているのだそうでございます。

確かに今町長お話のとおり、私ども近隣との日常のおつき合いというのは大変重要であります。しかし、よく考えてみますと、どんなに近しい間柄とはいえ、近所の高齢者の病歴やら現在飲んでいる薬の種類、あるいはまたかかりつけの複数の病院の名前やましてやまた親族の緊急連絡先、どれぐらいの方がどれだけの情報を持っておられるのかなという心配があるのです。遠い親戚より近くの他人と言われた古き良き時代、古来からある日本の良き文化、近所付き合いという地域コミュニティの再構築も大変重要でございますけれども、行政や政治がたった今できること、そのほんの一端の手助けであろうとも、最善を尽くしていくことが私は重要であろうと心を新たにしたところでもあります。町長、これについても関係機関と協議をしながら、必要ならば進めていくのだという姿勢に私受けとめました。確認でございますが、いかが、間違いではありませんか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） そのことにつきましては、申し上げたとおり今後さらにその情報キット等々についての効果の問題とか、また問題点洗い出ししながら可能かどうかひとつ検討してまいりたい。

ただ、1つつけ加えさせてもらいますと、9月9日は救急の日と定めてあるようでございます。そのときにいわゆる救急搬送に要する時間というのが発表されると、県から。いわゆるその救急搬送するときには、大体連絡を受け到着する30分以内にそのいわゆる救急病院なりその適切な病院を

キャッチしてそこに搬送するというのが、これがやっぱり最大の要因である。しかし、現実的にはその救急搬送の時間が相当延びてきておる。柏崎この消防では37分といますから、標準と言われる30分から7分過ぎております。これは何であるかといいますと、原因は、これは私が言うのではなくて、そのトータル的ないわゆる問題点として、救急隊員がかけつけた。さて、その患者どこに搬送するかという医療機関との対応に物すごく時間かかるのです。その人がどうであろうとこうであろうと、もう速やかに搬送しなければならない。一分も速く搬送しなければならない。しかし、その搬送先についての問い合わせなりそういうものに相当な時間を要して、そのための遅れがこういう状況になっておる。だから、これからはやっぱり今言われている医師不足なり、そういう医療体制をしっかりと確立すべきだという救急の日に備えての報道されている。皆さん、きつとごらんになったと思うのですが、そういう観点からしますと、さて救急キットがあった。それ冷蔵庫から出して、病歴が、既往症がどこにある、どこの医者にかかっている。そういうものを見ている救急隊員というのはできないと思うのです。もう速やかに、少しでも一分でも早く搬送しなければならない。どこの病院に連れていかなければ、どこでどうするかと、そういうキット見てそれについて判断して、ああ、この人はこの医師にかかっている。この病歴を持っている。それどこだというようなもう時間なんか、やっていたらこれ大変なことになると思うのです。だから、私はやはり今のこの現実を見極めますと、まず何よりも早く、緊急を要するのは速やかにその適切な病院に運び込むということです。

さらに、やはりお年寄りなりそういう皆さんは、体の病状によってそれぞれのお医者さんにかかっておられるわけですから、それなりの対応し、お医者さんからも診断を受け、お薬も飲んでおられるというような状況ですので、問題はそういう緊急時に対応したときにどうするかというのが私はこの救急キットの最大のいわゆる効用、効能、あるいは使命だと思うのですが、この搬送の関係からいいますと、そんなもの見て判断してどうするかなんていったら、だんだん、だんだん遅れてると。そんなことよりも、速やかに送らなければというのが救急隊員に課せられた使命ですので、この情報キットというのは、これは確かに私はいいいことだと思うのですが、ただその緊急時に際してはそういう必要があるのかどうか。そんなことに捕らわれておったら、だんだん、だんだんと時間、かえって迷いが生じて、患者の意思を聞いたり何かしたら大変になると思うのです。そういう意味で、これは大いに検討する余地があるかなというふうに考える。

確かにいいことだと思うのですが、今後こういういわゆるプラス・マイナスのあらゆる要因をしっかりと見極めながら、果たしてそれがどういう効果を及ぼすのかしっかりと検証しながら宮下議員のまたご意見等に対しても、担当等もいますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 今言った多目的あるいは多方面の考え方から検証する時間というのは、十分必要なことであろうと思います。問題点も洗い出す必要があるでしょう。始まって間もないものでご

ざいますから、その問題点なんかもそろそろ出始めてきているのかもしれませんが。もちろんそういったこといろいろと調べて、どうするかということを決めていかなければならないこと、これは当然だと思われまます。

町長、今ご答弁いただいて、お言葉を返すようで大変恐縮でございますが、いろいろ救急隊が搬送する際にかかりつけの医師がわかることというのは、連絡が円滑にいきやすい。もう一つは、救急医療キットの情報というのは、例えば救急車両に入れてからかかりつけの病院、あるいはまた搬送先の病院さえ決まってしまうと、そこに情報を流すための情報として伝えることも可能なわけでございます。全部読み終わってから患者さんに乗せるということでもいいわけですので、その辺はまた救急隊との打ち合わせ等臨機応変な対応というのがどこまでできるのか、可能なのか。今言った搬送時間の短縮というものも大変重要でございますので、いろいろ検討していく必要というものは感じられるところでございます。いろいろと研究を重ねながらやっていくと。あるいはまた、考えていくというご答弁だというふうに解釈いたします。大変懇切丁寧な答弁をいただいておりますので、これ以上の答弁結構であります。当局におかれまして、重ねて申し上げますが、一日も早い導入がなされるような検討というものを進めていただければということをつけ加えまして、以上5番からの質問終わります。

◇ 田 中 元 議員

○議長（中川正弘） 次に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） それでは、私のほうから一般質問させていただきます。

健康と病気ということでお話申し上げますが、今、医療体制、年寄りの搬入とかと、宮下議員のほうにちょっと似たようなところもあるかもしれませんが、別のほうから質問させていただきます。

町長は、常々財政を語らずして政策は語れないと申されております。現在の町の財政の基金においては、町財政の基金においては22億円強、これが20年の12月末現在。それから、特別会計が数あるわけですが、それが4億円強、20年度末で確保されておるわけでありまます。それから、各種の財政指数においても、県のトップクラスに位置し、財政事情は安定している状態ではございます。さらに、今定例会の平成21年度の決算においても、一般会計及び特別会計も9会計あるわけですが、これも黒字で安定している状態で、結果は極めて良好だと思われまます。町長の長年にわたる行政手腕は認めるところでございますが、実はここで今回の質問の視点になりますことで、県の福祉保健部による福祉保健年報というのがあるのですが、平成19年版によりますと、出雲崎のことについては悪性新生物死亡数、これは簡単にはがんだと思われまます、県下31市町村でワースト2、余計のほうから2番目。それから、心疾患、脳血管疾患、これは心疾患というと心臓病ですから、はっきり言えば心筋梗塞とかそういうものになるわけですが、これがおのおの、脳疾患は脳出血とかになるわけですが、これも、これが県下悪いほうからトップであります。また、国勢調査によりますと、高

齡単身世帯数、65歳以上、これはいろいろな事情もあるのですが、これもワースト1です。財政事情は確かにいいのですが、そういうことがあります。

これらのことからいろいろなことが考えられると思うのですが、町の人口が先ほどの町長の同僚議員の答弁の中で約5,000人、これが5,000人切るのではないかという答弁がございました。特に特養関係があそこの約100という施設がございますので、特性もありますし、また海岸地区においても高齢者のひとり世帯が多く見られるために、当然の結果と思われれます。前に述べた今の3疾病については、基本健康診断受診率というのがやっぱりこれ同じところから出ているのです。平成19年は、県下第7位と高い位置でございます。受診率が高ければ正直早期発見、早期治療につながり、死亡数が減るのではないかというのは、私の思います素人の考えかもしれませんが、私にとっては、原因がどこにあるか考えにくいところなのですが、やはり一人一人が健康管理について真剣に考える必要があると思うわけです。行政として、今後どのようにして住民に対し意識を改革する、しっかり求めながら、この不名誉な記録を払拭されていくのか、町長自身の今現在のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えをいたしますが、非常に今ご指摘のように、例えば死亡率にいたしましても、平成20年は人口1,000人当たり18.8人、県下平均が10.5ですから、これもまた大きく上回っているというような現実もございますし、またお亡くなりになった死因、がん、脳卒中あるいは心疾患の順となっております。同年度死亡者数95人のうちがんによるものが22人、脳卒中によるものが21人、心疾患によるものが20人、3大疾病による死亡が全体の66%を占めておるとい現実でございます。

また、年齢別では80歳以上の死亡者が全体の7割近くになっておると。これらの要因といたしましては、今ご指摘がございましたように、特養等いろいろな施設が入所の死亡者も含めまして、高齢者の死亡数が増加しておると。あるいはまた、高血圧、高脂血症等々生活習慣病が大きく影響しているのではないかとすることも考えられます。これにつきまして、町でも平成19年度の健康増進計画、あるいは健康いずもざき21を策定いたしまして、町民一人一人が生きがいの持てる、元気で暮らすことができる町づくりを目指しながら、各種施策を進めてまいっておるといことはご承知のとおりでございます。

例えば歯科保健指導等によりますと、12歳児、中学1年生以上の虫歯数は0.23本となり、全国一少ない新潟県の中でもいいほうから3位というような位置になりますし、日常生活の中でぜひひとつまた皆さんから運動習慣というものを身につけていただきたいというようなことで、トレーニングルームあるいは健康ウォーキングロードの整備も行ってまいるといようなことを今実施するわけでございますが、本年度は同計画の見直し作業を進めておりまして、先般町民の皆さんへのアンケート調査も実施をいたしました。さらにこの計画とあわせまして食育推進計画あるいはまた、

歯科保健計画を策定いたしまして、町の健康づくりを総合的に進めていきたいというふうに思っておるところでございます。いつまでも元気で長生きできることは、これはやっぱり町民の皆さんの大きな願いでありますし、そのためにはご指摘のようなガン、心疾患、脳卒中の発症や重症化を予防する等それとの関係の深いやはり食生活、生活習慣を望ましい姿にしていくことの取り組みが私は最も重要だと思っているわけでございます。

健康づくりの主体は町民の皆さんから、町もいろいろ計画立て、あるいは施設をつくったり、あるいは皆さんからそういう機会に触れていただくように万全の体制、あるいはまた検診等々受けられる場合の補助率等も、県下でトップクラスの皆さん方にも行っておるわけでございますので、やっぱり町民一人一人の皆さんから生活習慣の改善あるいは行動、日ごろ生活対応等も十分心がけていただきまして、町あるいは地域、家族一体となってお互いが健康で健やかにひとつ長生きができるように推進をしていく町民運動というものをソフト、ハード両面にわたりましてさらにひとつ積極的に進めてまいるといような考え方でおりますので、またご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今町長からご答弁いただきました。

それで、先ほどワーストでもって順位を申し上げましたが、ちなみに基本健康診断の受診率、これはさっき県下で7番目、これ川口がありますので、31になっていますが、7番目、上位のほうですが、これのトップが弥彦村なんです。弥彦村は、受診率99.9%、100%なのです、これ19年の結果ですけれども。それで、出雲崎は7番でさっき言った2、1、1と、3疾患は。ところが、弥彦あたり見ますと、脳疾患は下から数えたほうが早い27番目。ということは、これ10万人あたりですので、大体あれしますと、約出雲崎の半分ぐらいそれで亡くなっている。それから、心疾患によりますと、弥彦が20位、これも10万人で割ったもので出ていますので、割っていきますと、大体やっぱり弥彦はほとんど人口変わりませんので、約半分の10人切って7人か8人。それから、脳疾患については、やっぱり21位というふうに、弥彦は受診率が高くてそういうものの病気に対する亡くなりが少ないという、こういう結果が出ております。これが受診率にイコールということにはならないと思うのですが、この辺の考え方の中で、やっぱり受診率が少しでも上がるほうがいわゆるそういうものに早期発見につながるのではないかという考え方があるわけなのですが、町は特に受診率になりますと、国民健康保険を中心としたのが中心になり、一般の人もそうですから、実際に役場の職員であられる方々の受診と、それから一般の厚生年金の受診と、それらもろもろ合わせての結果だと思えますけれども、やはりこの辺にもひとつ何かあるのではないかなということになりますし、先ほど町長の中で生活習慣病と言われることは、今昔でいう糖尿病のことです。実際に皆さん検診でもひっかかるとは思いますが、やはりそれなりの治療をしなければ治らないし、正直こういう公の席で言うのも何ですが、私は悪性腫瘍の新生物、それから糖尿と、みんな持っています。持ってい

ますが、やはりこれが検診による早期発見で治療が早かったということで、今現在小康状態を続けている。一番怖いのが今言う生活習慣病の結局合併症が一番怖いわけです。ですから、やっぱり今町長のお話になった生活習慣病の治療が発見で治療するのが一番大事なのだということをよく承知しています。私自身は、言うことを聞かないで余りまじめにやっていないほうなので、怒られていますけれども、実際にはそういうことがありますので、その辺で町長のほうでこの辺の受診率から来るこういう結果が出ていることについては、先ほどの特養あるいはひとり世帯のご所帯でもありますので、一概なことは言えないと思いますけれども、この辺は町長どようにお考えでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 実は、率直に申し上げますが、私はここに河野保健福祉課長もおりますし、また保健師さん、担当職員等々非常にこれらのことについては心配しております。

要するに今3疾患の問題出ましたが、出雲崎町は残念ながら人工透析を受けておられる方々が非常に多いのです。しかも、それに付随していわゆる万病のもとと言われる糖尿病の予備軍、これが非常に数値が大きい。この実態をさらに詳しく確認をするというようなことを私も国保連合会課長の指示でもあるので、ぜひひとつ町長探してくれということで連合に参りまして、具体的ないろんな数字を出していただいたのですが、全く驚くような数字が出ております。そこで、私も先般担当課長に保健師さん、あるいは担当職員、町長室で徹底的に私が申し上げたことは、何が何でも、金に糸目をつけないから、マンパワーが必要となれば、保健師にどんな対応でも、お金がないからだめだということは絶対言わないから、どんなに金かけてもいいからこれを徹底的に分析をして、そして場合によってはそういういわゆる予備軍と言われる皆様方、もう透析をした人では始めたらもう絶対治らないわけですから、そうならない前に私は徹底的にその人たちをいわゆる最終段階に持っていけないように徹底的にやりたいということで実は指示もいたしまして、お金はいいから、マンパワーが必要ならば何人でも保健師さんをと本当に申し上げたのです。徹底にやってくれ。金ではない。いわゆる住民の生命、安全、安心して暮らせるのが一番基本なのだから、金ではないということをお申し上げた。去る13日も、それにかかわりましてやっぱり医療機関と、地元の先生方と、あるいはかつての日赤あるいは中央病院、いろいろな皆さんとの連携がうまくいかないとなかなかやれないのです。それで、13日も開業医の皆さんとお会いをさせていただいて、町としてはこういう方針で臨みたいと。お忙しいでしょうが、ぜひひとつご協力をいただきたいと要請もしております。

そういう意味で、私はやっぱり町民の皆さんからお互いがいわゆる診断あるいは健康診断受けているのですから、その数値に対してどういう努力をしなければならぬかという努力してもらいたいと思います。私、やっぱり人工透析、今人工透析をしても、しておる以上もう絶対長生きできるのです。しかし、受けておられる実態の皆さんを見ますと、本当に皆さん切なさはわかるのです。徹底的に私はやりたいということをお指示しておりますし、そういうことを具体的にどう進めるかこ

れからやってまいります、要はどんなに指示をして、どんなに指導しても、それを守らなければ何もならないのです。そんないいよ、私は私の体だから、おまえんた文句言うなというようなことでは困るのです。だから、私はやっぱりそういう意味でこれから、ただ計画をつくったからそれでいいのではないです。徹底的にいわゆる物心両面で、もうこの町民の健康保持というものに対しては私は全力を挙げていきたいという指示をしております。どういう結果が出てくるか、どういう方程式が出るかわかりませんが、なかなか難しいようですが、難しいなんて言わないでやってくれとお願いしています。議員の皆さんからもひとつ理解いただいて、たまたまこういう質問出ましたから、私は何でも徹底してもう頼むと。何としてもそれを、財布なんて、金なんて言わないということだけ申し上げていることだけは、もう田中議員と同じ気持ちです。全力挙げてやります。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今力強いご答弁いただきました。

正直言って、私もこれを実際に調べてみて初めてわかったのです。自分ながら、自分の健康管理は自分でやらなければだめなのですが、ただ今町長がおっしゃるように、幾ら行政が言っても、実際にやるのは住民の一人一人なのです。私が言うのは、だからその意識改革をどうするかということになると、これは金だとか物だけではないわけなので、その辺の町民の意識改革については、これからまた別の意味でもってお互いに検討するというか、切磋琢磨して周知するか。私どもも、まじめにもうちょっとやればいいのですが、この年になりますと、言うこと聞かないで、正直言ってうちの娘も何かお世話になっているようでございますけれども、出雲崎一言うことを聞かない父親ということになっているようでございますので、それはそれとしまして、自分では自分なりに気をつけているつもりなのですが、やっぱり端で見ているとそうでないというのがありますから、住民の方も皆さんそういう方が大勢いられると思うのです。おれ、ちゃんとしているのだから、心配ないよと言うけれども、やはり例えば血糖値A1Cが上がってきたり、糖尿を宣告されて、糖尿病というのは宣告されるとどんなにいい数字に戻っても、治ったと言われないのだそうです。医者がはっきり言っています。1回名前をつけられたら、一生涯糖尿病なのだそうです。ですから、血糖値が正直なところ6コンマ前後でいれば、今だと本来は境界型ぐらいにいるのですけれども、私が今それくらいなのですが、絶対だめだと言っています。

ですから、そういうふうなことも考えて安定して、さっき言ったその糖尿病から来る合併症が出て、例えば町長のおっしゃる透析とかあるいはそれに伴う新しい病気も、脳、心臓はそっちにつながりますので、やっぱりそこら辺は気をつけなければならないのは承知しておるつもりでございますから、私も気をつけますが、また住民の皆さんに意識を変えるような何か行政的な方策があったら極力、金はいとわないと言いますので、それが保健師あるいは栄養士、そういうもろもろの人がもう住民のところへとことん毎日入り込んでこうだ、ああだと言うような、そこまでやるかどうかというのは別としまして、そういうような体制をとろうという意気込みがわかりましたので、前

向きにご検討いただくことを大変力強く思っています。これで質問終わります。

◇ 三 輪 正 議員

○議長（中川正弘） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） 佐渡金山と世界遺産との連携ということでございますが、これにつきましては私6月の全員協議会でもお話をいたしまして、その後ちょうど取材に来ておられました柏新時報さんのほうで記事にも取り上げていただきましたわけですが、その後いろいろまた佐渡ですとか県とのほうともいろいろ連絡とったり、また向こうのほうからも電話等が来まして、いろいろまた情勢も動いておりますので、ぜひこの機会を、きょうも傍聴の方おられますので、もう一度佐渡金山と出雲崎とはどういう関係があるのかということをもたさらにひとつ皆さんからも知っていただきたいと思って再度取り上げたわけでございます。

当町でも、この佐渡金山の世界遺産ということで、以前は島根県の石見銀山、そちらと連携してということですが、これは各国の中では鉱山だと1つしか登録できないということで、金山と銀山はどちらが関心があるかとなると、当然これは金山で、佐渡金山のほうがずっと日本の国内に占める歴史的な重さというのは大きいわけですが、残念ながら取り組みが遅かったということで、石見銀山につきましては世界遺産登録されまして、非常に今注目を浴びておるわけでございますが、佐渡金山は残念ながら一歩も二歩も遅れているということでございます。皆さんも、県民だよりとか県の議会だより、それから私も佐渡市の広報とか議会だよりも時々見ますが、常に世界遺産のことについて記事が載っております。というのは特に新潟県、それから佐渡が非常に景気もよくないというふうなことで、そういった世界遺産の登録を起爆剤にしようという気持ちが非常に強いわけでございます。当町につきましても、それに関連しまして例えば妻入りの街並みも非常にきれいになってきております。それと、出雲崎は県内でも数少ない天領の地でございますが、この中越地区では天領となるとやっぱりこの出雲崎になるわけですが、なぜ出雲崎が天領になったかといいますと、やはり佐渡金山の金銀はすべて出雲崎に運ばれて、ここからは荷づくりをいたしまして、馬の背に乗せまして北国街道、北国街道はちょうど今出雲崎から柏崎、高田通って長野県の今の軽井沢です。昔の追分宿までが北国街道ですが、あちこちにも北国街道は響きがいいものですから使っておりますけれども、正式の北国街道はこのルートでございます。出雲崎は起点にもなるわけなので、そういったものもあります。

それで、例えば私良寛さんについては詳しくありませんけれども、良寛さんはもともと名主の方がなぜ坊さんになったのだかということになると、背景を見ますと、非常に佐渡金山の関係が出てくるわけでございます。多分佐渡金山ができて、陸揚げして、そして、代官所できて、それで良寛さんはこの代官所といろいろ交渉等の過程の中で坊さんになったという説が非常に大きいわけですが、そういったものはすべてもとは佐渡金山になるわけでございます。そういったことで、こ

れからももっと出雲崎は、今ほど先輩議員の3名の方が医療の問題ですとか、高齢化の問題ですとか、非常にどっちかという大変な話題が多いわけですが、この出雲崎も今後考えるに当たって、この佐渡金山の連携、もし佐渡金山が世界遺産に登録されたら、非常にこの出雲崎にとってもメリットというか、注目度が大きくなると思いますので、その辺でぜひ町としましては佐渡市とか、それから県と連携しまして、今のうちから大いに協力したり、またはお互いに協力されたりという形をとっていただきたいと思います。6月の全員協議会のときは、町長さんのほうからも積極的に対応していきたいということをおっしゃりますが、再度その辺のことをまた町長さんの考えをお願いしたいなと思っております。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 実は、お答えしようかなと思ってここに書いてあるそのことを申し上げようと思ったら、三輪さんのほうから、議員さんのほうからしっかりと説明いただきましたので、重複することは避けて通らなければならぬと思っておりますが、世界遺産指定については、今佐渡市、県、県というのは県であれば全県を挙げてもう全力の態勢でぜひひとつ遺産指定をいただきたいということで努力することは事実でございますし、現に佐渡におきましても、世界遺産推進室等々が設けておられますし、県におきましては世界遺産登録推進室というものが設けられまして、徹底的にこの遺産の指定に向けて全力を挙げているわけです。だからこれは出雲崎町のかかわりは今三輪議員さんがおっしゃったとおりでございますので、あえて重複は避けませんが、私たちの立場からいたしますと、そういう佐渡市、新潟県挙げてこのイベントなり、そういういろんなものを機会を通しながら県民の遺産の指定に向けての意識高揚を図るという段階です。その段階で、私たち町も挙げて協力を申し上げるということはやぶさかではございませんし、ぜひそうしていかなければならない。

ただし、遺産指定の中で、世界遺産指定の中で当町との金銀が陸揚げをされて、そして代官所が置かれ天領であり、今おっしゃったようにそういう由緒ある出雲崎と佐渡のかかわりというのは、これは次の段階で出てくる問題です。だから、私はまずもう第1義は、世界遺産の指定に向けて佐渡金山が指定を受ければ、これ当然出雲崎と歴史的な背景というものが有りますから、これはもう脚光を浴びると思いますので、まず私たちは遺産指定を受けるための何をすべきか。町としての役割は何であるか。今後の県あるいは佐渡の対応、私たちもひとつ積極的に出雲崎町として協力するのは何であるか、もう今その段階は過ぎておると思うのです。要するにユネスコの、その遺産指定受けての最終的な判断がどう下されるかということに依っているといると思うのです。だから、三輪議員さんをご指摘いただいているように、積極的な出雲崎町がかかわって推進、その遺産指定のために頑張りなさいという気持ちは十分わかっておりますし、町も当然だと思っております。ただし、具体的にそれではどうするかとなってまいりますと、これは今申し上げた佐渡、県を中心にその中における各地域の対応、そこの中で何をするか。私たちもかつては、皆さんからこちらへおいでいただいて交流したりしておりますから、そういういろいろな面で私たちも一日も早くこの遺産指定が受

けられることを願望しながら、今後さらにまたそういうイベントなりいろいろな面で積極的に参加しながら、町としてもその一翼を担ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。

それで、どうしてもこういうふうな形になりますと、私も去年の9月の一般質問最初の一般質問だったのですが、そのとき街並み整備のことにつきまして、どうしてもやっぱり街並み整備の整備、その後の活用とかいうことになりますと、当然1つの部署だけではあれませんので、あのときは例えば建設課、街並みですと建設課が中心でやっておられます、整備は。その後、当然産業観光課または史跡関係ですと、教育委員会とかまたがるわけなので、そういった横の連携をとっていただきたいということですが、今回のことにつきまして、私は最低でも教育委員会と産業観光課、最低でもこの辺は関連してくるのではないかなと思います。それらの連携をどういうふうな形で、多少でもそのことはちょっと話でもされているのか、こういうときはどういうふうにするとか。

それと、県の世界遺産推進室また佐渡市の部署があるわけですがけれども、そういうところから何か問い合わせですとか、そのほかの一般の方から出雲崎はそういうふうなことについてどうなっているとか、そういうふうなものがあったのかどうか、そういうのがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 街並みとこの世界遺産、これは全く切り離して考えなければならない。

出雲崎町がそういうひとつのかつての宿場町として、いわゆるその陸揚げ、北国街道随一の宿場町として栄えた、その関係と遺産というのは全く関係ないです。こういうものを入れてはかえってだめなのです。だから、今三輪さんのご質問の街並み整備については、これはもう挙げて今やっておりますからなかなか効果上がらないですが、何とかしたいという意欲の中でやっております。そういうことについては、またご理解いただきたいと思ひますし、これ遺産指定とこの街並み等は離れた中で町独自の考え、その中で指定をされれば関連の中で相当大勢においでいただくという実際の効果があると思ひますので、今申し上げたようにその指定に向けて町は全力を挙げたいということをお願いしたのです。

何か問い合わせあるか。……ないようですが、これは私が今度は高野市長なり、推進室長にあんた方今どういう関係になっているのか。町は何でも協力しますよと、ちょっと申し上げますから、その中で、その段階は私は過ぎていると思うのですが、もうユネスコそのあれで、今審査をしているわけですから、その中に新しい歴史的事実を加えるとか何とかいうのは、ことはないのではないかなと思うのですが、今町のほうには問い合わせはないということがございます。しかし、私のほうで今度市長なり推進室長に議会でも町を挙げて協力したいという気持ちなので、何か町としても、特にこういうものについて何かひとつ要望あれば町はやりますよということをお願いしたいと思

っております。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今の関連しまして、実は7月佐渡金山の講演会というか講座ありまして、3回あったのですが、2回目ですが、講師が山崎完一さんという方で、非常に建築関係について新潟県の第一人者でございますが、その方が今いろいろ佐渡金山の関連の史跡関係のほう調べていますが、この方は出雲崎の尼瀬の出身の方で、時々出雲崎にも来られます。そんなことで、出雲崎のほうからこの前教育委員さんのほうから骨折っていただきまして、8人ぐらいですか、団体みたいな形で行ってきまして、非常に向こうもおお、出雲崎は関心あるのだなというふうに言っておられたわけでございます。

それで、まだ非公式の話ですけれども、出雲崎はまだ佐渡金山の関連した史跡があるだろうというふうなことで、ちょっと非公式には聞いておりますので、そんな調査もしたいのだというふうな、正式な話としては多分町にはまだ来ておらないと思いますが、もしそういうふうな話が来られましたら、ぜひ積極的に、やはり指定を受けてからいや、出雲崎も関連があるのだよということでは遅いと思うので、佐渡の金山と出雲崎はこういう関係があるのだという形で、今のうちからそういった実績をぜひつくっていただきたいなと思うわけでございます。

それとあと、これもほんのまだ数名の方の話ですけれども、何とかこういった形の講演会とか何かを何とか出雲崎でやれないかなと、そんな話が一部出ております。これは、昨日そんな話いただいたのですが、そんな話で地元の一部でございますけれども、何とか出雲崎にもちょっと結びつけて活性化を図ろうではないかというふうな話もございますので、その辺を話がございましたら、ぜひ、いやそんげんことはいいやと言わないで、何とかよし、わかったと。町も応援するからという形で、ぜひ今後ともお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時36分）

第 3 号

(9 月 17 日)

平成22年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成22年9月17日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について
- 第 2 議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 3 陳情第 9号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について
- 第 4 陳情第10号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情について
- 第 5 陳情第11号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書採択を要望する陳情書について
- 第 6 議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第57号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第58号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第59号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第60号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第 2 1 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 2 2 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 5 号）について
 - 第 2 3 発議第 3 号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書について
 - 第 2 4 発議第 4 号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書について
 - 第 2 5 発議第 5 号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書について
 - 第 2 6 議員派遣の件
 - 第 2 7 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和
代表監査委員	志田忠護

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について

議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について

陳情第9号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について

陳情第10号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情について

陳情第11号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書採択を要望する陳情書について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定について、日程第2、議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について、日程第3、陳情第9号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について、日程第4、陳情第10号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情について、日程第5、陳情第11号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書採択を要望する陳情書について、以上議案2件、陳情3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、陳情3件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） 総務文教常任委員長報告。

去る9月10日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案2件、陳情3件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。審査は、9月10日午前11時8分から役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会しました。

その結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりですが、その審査結果について報告

いたします。

議案第44号 出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定については、空き地、空き家の管理をきちんとしてもらい、通学路の安全を確保するようになどの意見がありました。慎重審査の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第45号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定については、町の姉妹都市との交流窓口を一本に絞ったらどうかなど意見がありました。慎重審査の結果、可決すべきものと決しました。

陳情第9号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情については、公立、私立間の格差があり過ぎ、私立高校生に対しての配慮が必要などの意見もありました。慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

陳情第10号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情については、家族間で親子などの姓が変わるのはいかなるものかなど意見がありました。慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

陳情第11号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書採択を要望する陳情書については、まず国籍を取るのが大前提であり、慎重かつ十分な議論が必要だなどの意見があり、慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員長の報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） それでは、1つだけ確認というか、直接担当委員会でないのでお聞きしたいのですが、日程5、陳情の第11号のことなのですが、内容については反対するものではございません。

ただ、今国籍を取るのが大前提だというお話があるのですが、取らなくて、例えば経過がいて、もう本当に日本の国の人と同じような考え方でずっと来ているような、10年とか15年もう既に生活しておられるような方が仮にあった場合、そのような年数的なことに対しての何か考え方で議論があったかないかだけで結構ですが、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） 今ほどの質問内容についての質疑はありませんでした。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第44号を採決します。

議案第44号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号を採決します。

議案第45号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号を採決します。

陳情第9号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号を採決します。

陳情第10号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号を採決します。

陳情第11号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

- 議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第46号 平成21年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第47号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第48号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第49号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第50号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第51号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第52号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第53号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第54号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第55号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案10件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案10件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、小林泰三議員。

○決算審査特別委員長（小林泰三） 決算審査特別委員長報告。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号から議案第55号まで議案10件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。審査は、9月13日午前9時半から小林町長以下説明員の出席を求めて開会しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査いたしました。審査に当たりましては、決算書などにに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各班にわたって慎重に行いました。以下、審査の経過で述べられました主な意見について報告します。

1、不用額の計上の仕方について、毎年年度末に上程されることが多いが、事前の定例会に計上し、早目に処理してもよいのではないか。

2、喫煙室の空気清浄機のメンテナンスについて、外に喫煙所が設置されたことに伴い、その必要性について検討すべきではないか。

3、未利用地町有地について、監査委員から3年続けて売却等早期処分の指摘があるが、具体的にどのように考えているか。財産管理上早期に対処するよう求めたい。

4、資源ごみの収集について、地元役員、住民の負担が非常に大きいので、負担軽減について改善すべきではないか。

5、町林業の振興及び災害防止のため、造林地の間伐の推進を強力に進めるべきである。

6、予算執行について、不用額の発生が多いので、予算要求時には適切な予算計上をしていただきたい。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第46号から議案第55号までの議案10件について、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長の報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号から議案第55号まで、決算審査特別委員長報告10件を採決します。

最初に、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第47号から議案第55号まで議案9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号から議案第55号まで議案9件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第47号から議案第55号まで議案9件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-
- ◎議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第57号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第58号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第59号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第60号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第61号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第16、議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第17、議案第57号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第58号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第59号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第20、議案第60号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第61号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案6件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案6件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、小林泰三議員。

○予算審査特別委員長（小林泰三） 予算審査特別委員長報告。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第56号から議案第61号まで議案6件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。審査は、9月13日午後2時45分より役場議場において委員全員出席し、説明員として町長、副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長、教育課長の出席を得て委員会を開会しました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査結果について報告いたします。

議案第56号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）については、9款1項4目19節の住宅用火災警報器設置緊急支援事業補助金は、住宅によって補助金の金額は違うかなどの質問がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

議案第57号から議案第61号まで議案5件について慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長の報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号から議案第61号まで、予算審査特別委員長報告6件を採決します。

最初に、議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号から議案第61号まで議案5件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号から議案第61号まで議案5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第57号から議案第61号まで議案5件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第62号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（中川正弘） 日程第22、議案第62号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第62号、平成22年度一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

このたびの予算補正につきましては、出雲崎中学校屋上高置水槽へ水を送り上げるポンプの急な故障により、10款教育費にその改修工事費を急きょ計上したものであります。また、その財源として、地方交付税を追加計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ219万5,000円を追加し、予算総額を33億4,374万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足をさせていただきます。

出雲崎中学校の屋上の飲料水の水槽を屋上に設置してございますが、その水槽に水を押し上げるポンプ、これが急に故障いたしまして、そのポンプにつきましては2基ございまして、2基のポンプで交互に押し上げる機能になっております。その1基が故障したというものでございます。

したがって、今1基で押し上げて、上げておりますが、これも昭和49年の学校竣工以来36年が経過しているというふうな状況でありまして、無理をさせているような状態でございます。したがって、急きょ2基とも改修をお願いするというふうなものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第23、発議第3号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） ただいま議題となりました発議第3号について提案理由を説明します。

県内の私立高校生は1万2,000人で、高校生の18%を占めております。公立高校とともに、県内高校教育の重要な一翼を担っています。今年4月から公立高校で授業料無償など、私立高校では学費の一部を補う就学支援金が支給されることになりました。この措置により、私立高校の学費負担は昨年より軽減されましたが、初年度納付金は県内平均で18万円から40万円、全国平均で59万円となっており、また私立高校に対する公費は公立の3分の1にとどまっているなど公立高校との大きな格差が生じているのが現状であります。

このため、保護者や生徒が私立高校に安心して入学、学び続けることに困難や支障が生ずることのないよう学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第24、発議第4号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） ただいま議題となりました発議第4号について提案理由を説明いたします。

民法は、家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営めるよう夫婦、親子関係を保護しているものであります。選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦一体感の希薄化とひいては離婚が容易にできる社会システムの形成につながるものが懸念されます。親子別姓は、場合によっては兄弟別姓をもたらすこともあり、子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねません。

家庭の重要性が叫ばれる今日、必要なものは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族のきずなを強化する施策ではないでしょうか。婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を強く求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第25、発議第5号 外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） ただいま議題となりました発議第5号について提案理由を説明いたします。

日本国憲法では、参政権は国民固有の権利と定めており、地方参政権はその自治体の住民が選挙をすると定め、住民と日本国民を意味するとしています。外国人に参政権を付与した場合、さまざまな危ぐが生ずる恐れがあります。特に外国人の人口比の高い地方公共団体では、市長や議長選に憂慮すべき影響力を持つこととなります。偏見教育が強まる恐れや領土・安全保障問題の危ぐ、憲法違反の疑いなどの課題を持っています。

外国人参政権付与法案提出の慎重な対応を求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今提出された意見書の裏側を見ると、今説明で市長や議長の選挙と言いますが、議長の選挙というものは一般住民はできないはずなのですが、この表現でよろしゅうございますか。それだけ確認させていただきますか、議員ではないでしょうか。違いますか。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） ただいま質問がありました。大変済みません。私のほうが間違えて字を書いてしまいました。「議員」でございます。「長」ではありません、「議員」でございますので。大変済みません、訂正をさせていただきます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第27、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第6回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時01分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 宮 下 孝 幸

署名議員 山 崎 信 義